千葉県国民保護計画新旧対照表

R8.11.16時点

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>該当ページ
該当箇所</th><th>項目名</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更概要</th></tr>
<tr><td>1</td><td>P1
第１編</td><td>はじめに（国民保護に関する県の基本的な考え方）</td><td>はじめに（国民保護に関する県の基本的な考え方）

1989年に冷戦が終結し、大国間による全面戦争の可能性は小さくなったが、一方では、民族や宗教間の対立、貧富の格差の拡大などが原因と思われる地域紛争やテロ、自らに有利な秩序の形成や影響力の拡大を目指すための国家間の紛争が世界各地で発生しており、我が国にとっても無縁なものではない。

（削除）

国では、平成15年６月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」（平成27年９月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改称。）が、そして、平成16年６月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備されてきた。

本県は、成田空港、千葉港、京葉臨海コンビナートなどの多くの産業や地域の振興を担う重要施設を有しており、武力攻撃や大規模テロ等の標的にされる可能性は否定できないことから、これらの攻撃等が発生し、またはそのおそれがある場合に備え、県民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため国民保護計画を策定し、県としての責務を適切に果たしていきたい。</td><td>はじめに（国民保護に関する県の基本的な考え方）

1989年に冷戦が終結し、大国間による全面戦争の可能性は小さくなったが、一方では、民族や宗教間の対立、貧富の格差の拡大などを原因と思われる地域紛争やテロが世界各地で発生するに至った。
平成13年の9.11米国同時多発テロをはじめ、平成17年に入ってからも、イギリスのロンドン、インドネシアのバリ島における爆破テロなど、テロが世界各地で発生している。
また、我が国においても、本格的な侵略行為を受ける危険性は低下しているものの、世界的なテロ組織が日本も標的にしていることが明らかになったことをはじめ、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威が差し迫った課題となっていると考えられる。

国では、平成15年６月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」（平成27年９月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改称。）が、そして、平成16年６月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備されてきた。

現在の世界情勢を見渡すと、各地で地域紛争や大規模なテロが発生するなど、予測のつかない、また、不条理なことが現実に起きていることはたいへん残念なことである。
県は、武力攻撃事態や大規模テロが発生し、またはそのおそれがある場合に備え、県民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため国民保護計画を策定し、県としての責務を適切に果たしていきたい。</td><td>最近の情勢の反映</td></tr>
<tr><td>2</td><td>P3
第１編
第１章
３</td><td>３　計画の特色</td><td>３　計画の特色
(1) ～(2) （略）
(3) 初動体制を充実
国による事態認定前であっても緊急事態が発生した場合の初動対応を切れ目のないものにするなど体制の充実を図っている。
(4) 避難・救援等の記述を充実
高齢者、障害者等の要配慮者をはじめとして、県民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させている。</td><td>３　計画の特色
(1) ～(2) （略）
(3) 初動体制を充実
国による事態認定前であっても緊急事態が発生した場合の初動対応を切れ目のないものにするなど体制の充実を図った。
(4) 避難・救援等の記述を充実
高齢者、障害者等の要配慮者をはじめとして、県民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させた。</td><td>文言修正</td></tr>
<tr><td>3</td><td>P6
第１編
第２章
７</td><td>７　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施</td><td>７　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
県は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援などについて、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等特に配慮を要する者の保護について留意する。
また、政策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた国民保護体制の確立を図るものとする。
さらに、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章や特殊標章等の交付などについて、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</td><td>７　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
県は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援などについて、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章や特殊標章等の交付などについて、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</td><td>多様性尊重条例を反映</td></tr>
<tr><td>4</td><td>P10
第１編
第４章
１</td><td>１　位置</td><td>１　位置
□表１□千葉県の地勢一覧（千葉県勢要覧□令和７年版）
<table><tr><td>位置</td><td>極東□銚子市銚子漁港（黒生地区）東防波堤東端</td><td>東経□140° 52′ 54″</td></tr><tr><td></td><td>極西□富津市第二海堡□</td><td>東経□139° 44′ 21″</td></tr><tr><td></td><td>極南□南房総市白浜町白浜</td><td>北緯□34° 53′ 53″</td></tr><tr><td></td><td>極北□野田市関宿三軒家</td><td>北緯□36° 06′ 14″</td></tr><tr><td>広がり</td><td>東西□103.6km□南北□133.8km</td><td></td></tr><tr><td>面積</td><td>5,156.48k㎡（全国比1.36%、全国順位28位）</td><td>（令和７年10月１日現在）</td></tr><tr><td>海岸線延長</td><td>531.015km</td><td>（令和６年３月31日現在）</td></tr></table></td><td>１　位置
<table><tr><td rowspan="4">位置</td><td>極　東</td><td>銚子市君ヶ浜</td><td>東　経</td><td>140° 52′ 21″</td></tr><tr><td>極　西</td><td>富津市第二海堡</td><td>東　経</td><td>139° 44′ 21″</td></tr><tr><td>極　南</td><td>南房総市白浜町野島崎</td><td>北　緯</td><td>34° 53′ 58″</td></tr><tr><td>極　北</td><td>野田市関宿三軒家</td><td>北　緯</td><td>36° 06′ 14″</td></tr></table><table><tr><th colspan="2">面　積</th><th colspan="2">広　が　り</th><th>海　岸　線</th></tr><tr><td>本県面積</td><td>対全国総面積</td><td>東　西</td><td>南　北</td><td rowspan="2">533.5km</td></tr><tr><td>5,157.61k㎡</td><td>割合　1.4%
順位　28位</td><td>102.6km</td><td>133.9km</td></tr></table></td><td>時点更新</td></tr>
</table>

一連番号	該当ページ 該当箇所	項目名	新	旧	変更概要
5	P11 第1編 第4章 4	4　気象	4　気象 （略） 平野の多い北部と丘陵地の多い南部とでは、地理的・地形的環境条件の違いにより、気候特性にも地域差の見られることが特徴的である。県内における年間降水量の平年値は、北部では1,400～1,600ミリメートル前後であるのに対し、南部では2,000ミリメートルを超える所がある。南部の丘陵地一帯に多いのは、標高300メートル程度の山地の影響が大きく、風向が山地に直行するようなときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなることによる。 一方、風については、全県的に秋から冬にかけては北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが、夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる。また風速においては、本県が半島をなしていることから、他の内陸県に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。	4　気象 （略） 関東平野に連なる北部と丘陵地の多い南部とでは、地理的・地形的環境条件の違いにより、気候特性にも地域差の見られることが特徴的である。県内における年間降水量の平年値は、北部では1,400～1,600ミリメートル程度であるのに対し、南部では2,000ミリメートルを超える所がある。南部の丘陵地一帯に多いのは、標高300メートル程度の山地の影響が大きく、風向が山地に直行するようなときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなることによる。 一方風については、全県的に秋から冬にかけては北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが、北部の内陸部では夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる。また風速においては、本県が半島をなしていることから、他の内陸県に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。	文言修正
6	P11 第1編 第4章 5	5　人口分布	5　人口分布 本県の人口は、令和８年４月１日現在、約628万人であり、市部37市のうち10万人以上の市は17市あり、そのうち千葉市が98万９千人と最も多く、以下船橋市65万２千人、市川市50万５千人、松戸市50万２千人、柏市43万９千人の順で続き、この５市で県人口の49.2パーセントを占めている。（出典：千葉県毎月常住人口調査月報（令和２年国勢調査基準）） また、本県の人口密度は、市町村別にみると、浦安市が１平方キロメートル当たり約1万人で最も高く、以下、市川市、習志野市、松戸市、船橋市と続いており、１平方キロメートル当たり4,000人以上の人口密度の高い市町村は、県の北西部に集中している一方、１平方キロメートル当たり500人未満の人口密度の低い市町村は、県の南部や北東部に分布をしている。	5　人口分布 本県の人口は、平成30年４月１日現在、約626万人であり、市部37市のうち10万人以上の市は16市あり、そのうち千葉市が97万６千人と最も多く、以下船橋市63万３千人、市川市49万１千人、松戸市48万９千人、柏市42万２千人の順で続き、この５市で県人口の48.1パーセントを占めている。 また、本県の人口密度は、市町村別にみると、浦安市が１平方キロメートル当たり約19,800人で最も高く、以下、市川市、習志野市、松戸市、船橋市と続いており、１平方キロメートル当たり4,000人以上の人口密度の高い市町村は、県の北西部に集中している一方、１平方キロメートル当たり500人未満の人口密度の低い市町村は、県の南部や北東部に分布をしている。	時点修正
7	P12 第1編 第4章 6	6　道路	6　道路 本県の道路は、東関東自動車道、常磐自動車道、東京外かく環状道路など全国的な広がりを持つ高速自動　車国道４路線、自動車専用道路である首都圏中央連絡自動車道、東京湾アクアライン等を含む県内外各地域をネットワークする一般国道20路線、それらと一体となって機能する県道である主要地方道と一般県道306路線、及び132,081路線からなる市町村道が接続し、総実延長41,239キロメートルの道路網を構成している。（令和5年3月31日現在）	6　道路 本県の道路は、東関東自動車道、常磐自動車道など全国的な広がりを持つ高速自動車国道４路線、自動車専用道路である首都圏中央連絡自動車道、東京湾アクアライン等を含む県内外各地域をネットワークする一般国道23路線、それらと一体となって機能する県道である主要地方道と一般県道296路線、及び128,825路線からなる市町村道が接続し、総実延長40,750キロメートルの道路網を構成している。（平成28年4月1日現在）	時点修正
8	P12 第1編 第4章 7	7　鉄道	7　鉄　道 （略） 新型コロナウイルス感染症の流行を契機としたテレワークの普及など、利用者の行動様式の変化によって、混雑の度合いは減少したものの、JR総武線や東京メトロ東西線では、ラッシュ時の混雑率が150%前後で推移している。	7　鉄　道 （略） これらの都心へ向かう路線については、増便や幅広車両の導入などにより混雑の緩和が図られてきたものの、未だ混雑の度合いが高い路線もあり、JR総武線や東京メトロ東西線では、ラッシュ時の混雑率が200%前後で高止まりしている。	時点修正
9	P12 第1編 第4章 8	8　空港	8　空港 成田国際空港は、成田市に位置し令和8年夏ダイヤ開始時点で、国際線101都市、国内線18都市を結ぶ国際空港である。昭和53年5月に開港し、4,000メートルのA滑走路及び2,500メートルのB滑走路の2本で運用されている。 本空港は、令和7年度運用実績として、旅客数は4,200万人、航空貨物量は200万トンを超えるなど、日本の空の表玄関として重要な役割を果たしているのみならず、世界でも有数の国際空港となっている。 また、本空港は、令和7年実績で輸出入総額が国内第１位の貿易港である。輸出入品目としては、携帯端末等の電子機器、半導体など軽量で付加価値の高い機械機器等が中心となっている。 なお、本空港は、C滑走路の新設やB滑走路の延伸が進められており、ターミナルや新貨物地区の整備と併せ「第2の開港」に向けた取組が行われている。	8　空港 成田国際空港は、成田市に位置し平成30年夏ダイヤ開始時点で、国際線115都市、国内線18都市を結ぶ国際空港である。 昭和53年5月に開港し、4,000メートルのA滑走路及び2,500メートルのB滑走路の2本で運用されている。 本空港は、平成29年度運用実績として約4,100万人の旅客数、約230万トンの航空貨物量と、日本の空の表玄関として重要な役割を果たしているのみならず、世界でも有数の国際空港となっている。 また、本空港は、平成29年実績で輸出入総額が国内第１位の貿易港である。輸出入品目としては、携帯端末等の電子機器、半導体など軽量で付加価値の高い機械機器等が中心となっている。	時点修正
10	P13 第1編 第4章 9(1)	(1)港湾	(1) 港湾 （略） 主な取扱貨物は、LNG（液化天然ガス）・石油製品・原油であり、令和6年の取扱貨物量は約1億2,929万トン（全国第2位）と全国の産業経済を支える重要な位置を占めている。	(1) 港湾 （略） 主な取扱貨物は、LNG（液化天然ガス）・石油製品・原油であり、平成28年の取扱貨物量は約1億5,433万トン（全国第2位）と全国の産業経済を支える重要な位置を占めている。	時点修正

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>該当ページ
該当箇所</th><th>項目名</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更概要</th></tr>
<tr><td>11</td><td>P16
第1編
第4章
10</td><td>10　自衛隊施設</td><td>10　自衛隊施設
<table><tr><th>所在地</th><th>施設・主要部隊</th></tr><tr><td>木更津市</td><td>(陸上自衛隊)木更津駐屯地
：第1ヘリコプター団、第111飛行隊、
木更津駐屯地業務隊
(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>松戸市・鎌ケ谷市</td><td>(陸上自衛隊)松戸駐屯地
：関東補給処松戸支処、第2高射特科群、
後方支援学校需品科部、後方支援教導隊需品教導隊</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table></td><td>10　自衛隊施設
<table><tr><th>所在地</th><th>施設・主要部隊</th></tr><tr><td>木更津市</td><td>(陸上自衛隊)木更津駐屯地
：第1ヘリコプター団、第4対戦車ヘリコプター隊、
木更津駐屯地業務隊
(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>松戸市・鎌ケ谷市</td><td>(陸上自衛隊)松戸駐屯地
：関東補給処松戸支処、第2高射特科群、需品学校、
需品教導隊</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table></td><td>名称変更</td></tr>
<tr><td>12</td><td>P17、18
第1編
第4章
11(1)</td><td>(1)石油コンビナート</td><td>(1)石油コンビナート
（略）
（京葉臨海北部地区）
京葉臨海北部地区は市川市に位置し、面積2.04平方キロメートル、総事業所数156社、そのうち6の特定事業所（第1種事業所5、第2種事業所1）で形成されており、油槽所主体の地区である。
（京葉臨海中部地区）
京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ケ浦市に位置し、面積45.19平方キロメートル、総事業所数342社、そのうち61の特定事業所（第1種事業所28（レイアウト事業所22）、第2種事業所33）で形成されており、全国79の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。
（京葉臨海南部地区）
京葉臨海南部地区は、木更津市及び君津市に位置し、面積12.51平方キロメートル、総事業所数70社、そのうち3の特定事業所（第1種事業所1（レイアウト事業所1）、第2種事業所2）で形成されており、鉄鋼業主体の地区である。

＜千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況表＞
（貯蔵・取扱・処理量：令和4年4月1日現在）
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区　分</th><th rowspan="2">区域面積</th><th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th><th colspan="3">特　定　事　業　所※2</th><th>その他</th></tr><tr><th>石　油
千　kℓ</th><th>高圧ガス
百万Ｎm³
※1</th><th>総　数</th><th>第一種事業所
（うちレイアウト事業所※3）</th><th>第二種
事業所</th><th>事業所
（うち石油を取扱う事業所）</th></tr><tr><th>地区</th><th>関係市</th><th>km²</th><th colspan="5"></th></tr><tr><td rowspan="3">京葉臨海北部</td><td>市川市</td><td>2.04</td><td>257
(1.28%)</td><td>6
(0.25%)</td><td>6</td><td>5
(0)</td><td>1</td><td>150
(27)</td></tr><tr><td>小　計</td><td></td><td>257
(1.28%)</td><td>6
(0.25%)</td><td>6</td><td>5
(0)</td><td>1</td><td>150
(27)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">京葉臨海中部</td><td>千葉市</td><td>45.19</td><td>437
(2.17%)</td><td>23
(1.18%)</td><td>9</td><td>5
(3)</td><td>4</td><td>122
(18)</td></tr><tr><td>市原市</td><td></td><td>14,923
(74.07%)</td><td>2,064
(87.09%)</td><td>36</td><td>16
(15)</td><td>20</td><td>137
(48)</td></tr><tr><td>袖ケ浦市</td><td></td><td>4,487
(22.27%)</td><td>251
(10.59%)</td><td>16</td><td>7
(4)</td><td>9</td><td>22
(20)</td></tr><tr><td>小　計</td><td></td><td>19,847
(98.51%)</td><td>2,343
(98.86%)</td><td>61</td><td>28
(22)</td><td>33</td><td>281
(86)</td></tr><tr><td rowspan="3">京葉臨海南部</td><td>木更津市
君津市</td><td>12.51</td><td>43
(0.21%)</td><td>21
(0.89%)</td><td>3</td><td>1
(1)</td><td>2</td><td>67
(23)</td></tr><tr><td>小　計</td><td></td><td>43
(0.21%)</td><td>21
(0.89%)</td><td>3</td><td>1
(1)</td><td>2</td><td>67
(23)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合　計</td><td>59.74</td><td>20,147
(100.0%)</td><td>2,370
(100.0%)</td><td>70</td><td>34
(23)</td><td>36</td><td>498
(136)</td></tr></table></td><td>(1)石油コンビナート
（略）
（京葉臨海北部地区）
京葉臨海北部地区は市川市に位置し、面積2.04平方キロメートル、総事業所数114社、そのうち6の特定事業所（第1種事業所5、第2種事業所1）で形成されており、油槽所主体の地区である。
（京葉臨海中部地区）
京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ケ浦市に位置し、面積45.19平方キロメートル、総事業所数270社、そのうち62の特定事業所（第1種事業所30（レイアウト事業所23）、第2種事業所32）で形成されており、全国83の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。
（京葉臨海南部地区）
京葉臨海南部地区は、木更津市及び君津市に位置し、面積12.51平方キロメートル、総事業所数74社、そのうち3の特定事業所（第1種事業所1（レイアウト事業所1）、第2種事業所2）で形成されており、鉄鋼業主体の地区である。

＜千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況表＞
（貯蔵・取扱・処理量：平成29年4月1日現在）
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区　分</th><th rowspan="2">区域面積</th><th colspan="2">貯蔵・取扱・処理量</th><th colspan="3">特　定　事　業　所※2</th><th>その他</th></tr><tr><th>石　油
千　kℓ</th><th>高圧ガス
百万Ｎm³
※1</th><th>総　数</th><th>第一種事業所
（うちレイアウト事業所※3）</th><th>第二種
事業所</th><th>事業所
（うち石油を取扱う事業所）</th></tr><tr><th>地区</th><th>関係市</th><th>km²</th><th colspan="5"></th></tr><tr><td rowspan="3">京葉臨海北部</td><td>市川市</td><td>2.04</td><td>249
(1.24%)</td><td>6
(0.25%)</td><td>6</td><td>5
(0)</td><td>1</td><td>108
(25)</td></tr><tr><td>船橋市</td><td></td><td>0
(0.0%)</td><td>0
(0.0%)</td><td>0</td><td>0
(0)</td><td>0</td><td>16
(16)</td></tr><tr><td>小　計</td><td></td><td>246
(1.21%)</td><td>6
(0.25%)</td><td>6</td><td>5
(0)</td><td>1</td><td>110
(42)</td></tr><tr><td rowspan="4">京葉臨海中部</td><td>千葉市</td><td>45.19</td><td>431
(2.15%)</td><td>31
(1.36%)</td><td>8</td><td>5
(3)</td><td>3</td><td>109
(20)</td></tr><tr><td>市原市</td><td></td><td>14,913
(74.36%)</td><td>1,978
(86.56%)</td><td>37</td><td>18
(16)</td><td>19</td><td>79
(24)</td></tr><tr><td>袖ケ浦市</td><td></td><td>4,411
(22.00%)</td><td>249
(10.90%)</td><td>17</td><td>7
(4)</td><td>10</td><td>21
(21)</td></tr><tr><td>小　計</td><td></td><td>19,755
(98.51%)</td><td>2,258
(98.82%)</td><td>62</td><td>30
(23)</td><td>32</td><td>208
(64)</td></tr><tr><td rowspan="3">京葉臨海南部</td><td>木更津市
君津市</td><td>12.51</td><td>50
(0.25%)</td><td>21
(0.92%)</td><td>3</td><td>1
(1)</td><td>2</td><td>71
(21)</td></tr><tr><td>小　計</td><td></td><td>50
(0.25%)</td><td>21
(0.92%)</td><td>3</td><td>1
(1)</td><td>2</td><td>71
(21)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合　計</td><td>59.74</td><td>20,054
(100.0%)</td><td>2,285
(100.0%)</td><td>71</td><td>36
(24)</td><td>35</td><td>387
(110)</td></tr></table></td><td>時点修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>該当ページ
該当箇所</th><th>項目名</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更概要</th></tr>
<tr><td>13</td><td>P19
第1編
第4章
11(2)</td><td>(2)観光客</td><td>(2)観光客
本県には、令和6年1月から12月までの1年間で延べ約1億7,091万人の観光客が訪れており、地域別にみると、東葛飾地域が約5,750万人と最も多く、次いで千葉地域（約2,785万人）、印旛地域（約2,562万人）、君津地域（約2,351万人）、安房地域（約1,063万人）の順であり、この5地域で全体の約85パーセントを占めた。
また、施設別では、東京ディズニーリゾートが約2,756万人と最も多く、次いで成田山新勝寺（約1,122万人）、海ほたるパーキングエリア（約750万人）と、この3施設で観光客数全体の約27パーセントを占めた。</td><td>(2)観光客
本県には、平成28年1月から12月までの1年間で延べ約1億7,765万人の観光客が 訪れており、地域別にみると、東葛飾地域が約5,890万人と最も多く、次いで千葉地域（約3,107万人）、君津地域（約2,479万人）、印旛地域（約2,463万人）、安房地域（約1,163万人）の順であり、この5地域で全体の約85パーセントを占めた。
また、施設別では、東京ディズニーリゾートが約3,000万人と最も多く、次いで成田山新勝寺（約1,112万人）、海ほたるパーキングエリア（約772万人）と、この3施設で観光客数全体の約27パーセントを占めた。</td><td>時点修正</td></tr>
<tr><td>14</td><td>P19
第1編
第4章
12</td><td>12 本県での留意事項</td><td>12 本県での留意事項
(1)国家防衛戦略について
ア 策定の趣旨
令和4年12月16日付け閣議決定「国家防衛戦略について」（以下、「国家防衛戦略」という。）によれば、策定の趣旨について、以下のとおり記載されている。
・戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境の中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、その厳しい現実に正面から向き合って、相手の能力と新しい戦い方に着目した防衛力の抜本的強化を行う必要がある。こうした防衛力の抜本的強化とともに国力を総合した国全体の防衛体制の強化を、戦略的発想を持って一体として実施することこそが、我が国の抑止力を高め、日米同盟をより一層強化していく道であり、また、同志国等との安全保障協力の礎となるものである。
・特に、本年、米国は、新たな国家防衛戦略を策定したところであり、地域の平和と安定に大きな責任を有する日米両国がそれぞれの戦略を擦り合わせ、防衛協力を統合的に進めていくことは時宜にかなう。こうした認識の下、政府は、1976 年以降6回策定してきた自衛隊を中核とした防衛力の整備、維持及び運用の基本的指針である防衛計画の大綱に代わって、我が国の防衛目標、防衛目標を達成するためのアプローチ及びその手段を包括的に示すため、「国家防衛戦略」を策定する。
イ 防衛上の課題
国家防衛戦略によれば、防衛上の課題について、以下のとおり記載されている。
・海に囲まれ長大な海岸線を持つ我が国は、本土から離れた多くの島嶼及び広大なEEZ・大陸棚を有しており、そこに広く存在する国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び各種資源を守り抜くことが課題である。
・我が国は、大きな被害を伴う自然災害が多発することに加え、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するとともに、沿岸部に原子力発電所等の重要施設が多数存在しており、様々な脅威から、国民と重要施設を防護することも課題となっている。
・我が国においては、人口減少と少子高齢化が急速に進展しているとともに、厳しい財政状況が続いていることを踏まえれば、予算・人員をこれまで以上に効率的に活用することが必要不可欠である。
(2) （略）</td><td>12 本県での留意事項
(1) 武力攻撃事態、緊急対処事態生起への国の認識
平成16年12月10日付け閣議決定「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」（以下、「防衛計画の大綱」という。）によれば、「我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、我が国としては、地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や多様な事態（大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態）に対応することが求められている。」と国の認識が示されている。
(2) 我が国の安全保障上の考慮点
我が国の安全保障上の考慮点について、防衛計画の大綱では、「奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在しており、人口密度も高いうえ、都市部に産業・人口が集中し、沿岸部に重要施設を多数抱えるという安全保障上の脆弱性を持っていること、災害の発生しやすい自然的条件を抱えていること、さらに、我が国の繁栄と発展には、海上交通の安全確保等が不可欠であることといった我が国の置かれた諸条件を考慮する必要がある。」とされている。
(3) （略）</td><td>国家防衛戦略の反映</td></tr>
<tr><td>15</td><td>P24
第1編
第5章
1</td><td>1 関係機関の事務又は業務の大綱</td><td>【指定公共機関及び指定地方公共機関】
<table><tr><td>日本医師会
病院その他の医療機関</td><td>1 医療の確保</td></tr></table></td><td>【指定公共機関及び指定地方公共機関】
<table><tr><td>病院その他の医療機関</td><td>1 医療の確保</td></tr></table></td><td>指定公共機関に日本医師会を追加</td></tr>
<tr><td>16</td><td>P26
第2編
第1章
第1
1(1)</td><td>(1)県の各部局庁における平素の業務</td><td>【県の各部局庁における主な平素の業務】
<table><tr><th>部局名</th><th>平素の業務</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>(略)
(削除)
(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>企業局</td><td>・県営水道施設、水道用水供給施設及び工業用水道施設に関すること
・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること
・土地造成・管理事業区域及び事業に関すること
・その他企業局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</td></tr></table></td><td>【県の各部局庁における主な平素の業務】
<table><tr><th>部局名</th><th>平素の業務</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>(略)
・救援物資に関すること
(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>水道局</td><td>・県営水道施設に関すること
・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること
・その他水道局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</td></tr><tr><td>企業土地管理局</td><td>・企業土地管理局事業区域及び事業に関すること
・その他企業土地管理局内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</td></tr></table></td><td>組織改正の反映</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>該当ページ
該当箇所</th><th>項目名</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更概要</th></tr>
<tr><td>17</td><td>P28
第２編
第１章
第１
1(2)</td><td>(2)県職員の参集基準等</td><td>【職員参集基準】<table><tr><th>体　　制</th><th>職員の参集を要する課</th><th>参集人数</th></tr><tr><td>国民保護等連絡室体制</td><td>・危機管理政策課
・防災対策課
・事態関係課</td><td>風水害等の災害即応体制人数を参考に、各課であらかじめ定める</td></tr><tr><td>国民保護等緊急対策本部体制</td><td>・防災危機管理部各課
・各部局庁主管課
・事態関係課</td><td>風水害等の災害対策本部第１配備人数を参考に、各課であらかじめ定める</td></tr><tr><td>県国民保護対策本部体制</td><td>・全課（※）</td><td>風水害等、地震・津波の災害対策本部第３配備人数</td></tr></table>※　各部局庁の長は、事態の様態等により、その所掌する応急対策を講ずる上で支障が無いと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。</td><td>【職員参集基準】<table><tr><th>体　　制</th><th>職員の参集を要する課</th><th>参集人数</th></tr><tr><td>国民保護等連絡室体制</td><td>・危機管理課
・防災政策課
・事態関係課</td><td>風水害等の災害警戒体制人数を参考に、各課であらかじめ定める</td></tr><tr><td>国民保護等緊急対策本部体制</td><td>・防災危機管理部各課
・各部局庁主管課
・事態関係課</td><td>風水害等の災害対策本部第１配備人数を参考に、各課であらかじめ定める</td></tr><tr><td>県国民保護対策本部体制</td><td>・全課</td><td>風水害等、地震・津波の災害対策本部第３配備人数</td></tr></table></td><td>組織改正の反映

体制名称の変更　等</td></tr>
<tr><td>18</td><td>P28
第２編
第１章
第１
1(2)オ</td><td>オ　職員の参集が困難な場合の対応</td><td>オ　職員の参集が困難な場合の対応
県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、当該職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ代替職員を定めるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する 。
なお、県対策本部長及び県対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、県対策本部員の代替職員については、各部局庁内であらかじめ順位を定めておくものとする。副知事の順位は千葉県知事の職務を代理する順序を定める規則による。</td><td>オ　職員の参集が困難な場合の対応
県の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、当該職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ代替職員を定めるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する 。
なお、県対策本部長及び県対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、県対策本部員の代替職員については、各部局庁内であらかじめ順位を定めておくものとする。</td><td>文言修正</td></tr>
<tr><td>19</td><td>P30
第２編
第１章
第１
1</td><td>1　県における組織・体制の整備等</td><td>1　県における組織・体制の整備等
(1)～(4)（略）
(5)医療提供体制の確保
県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努めるものとする。</td><td>1　県における組織・体制の整備等
(1)～(4)（略）
（新規）</td><td>国民の保護に関する基本指針の変更の反映</td></tr>
<tr><td>20</td><td>P35
第２編
第１章
第１
3(2)</td><td>(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項</td><td>(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項
（略）<table><tr><td>施設・設備面</td><td>・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム（※）、高所監視カメラ及びドローンカメラにより収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送システムを活用する。</td></tr></table></td><td>(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項
（略）<table><tr><td>施設・設備面</td><td>・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム（※）及び高所監視カメラにより収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送システムを活用する。</td></tr></table></td><td>実態に合わせた修正</td></tr>
<tr><td>21</td><td>P38
第２編
第１章
第１
4(4)</td><td>(4) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</td><td>(4) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
ア　安否情報の種類及び報告様式
県が収集及び報告すべき情報は、下欄の【収集・報告すべき情報】のとおりとする。
また、県が消防庁に安否情報を報告する際は、原則として安否情報システムを使用することとし、システムが使用できない場合は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下、「安否情報省令」という。）第２条に規定する様式第３号を使用する。
なお、安否情報に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に留意する。</td><td>(4) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
ア　安否情報の種類及び報告様式
県が収集及び報告すべき情報は、下欄の【収集・報告すべき情報】のとおりとする。
また、県が消防庁に安否情報を報告する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下、「安否情報省令」という。）第２条に規定する様式第３号とする。
なお、安否情報に関しては個人情報保護法及び千葉県個人情報保護条例の規定に留意する。</td><td>市町村国民保護計画の改正例に合わせ、原則システムにより報告することを明記。

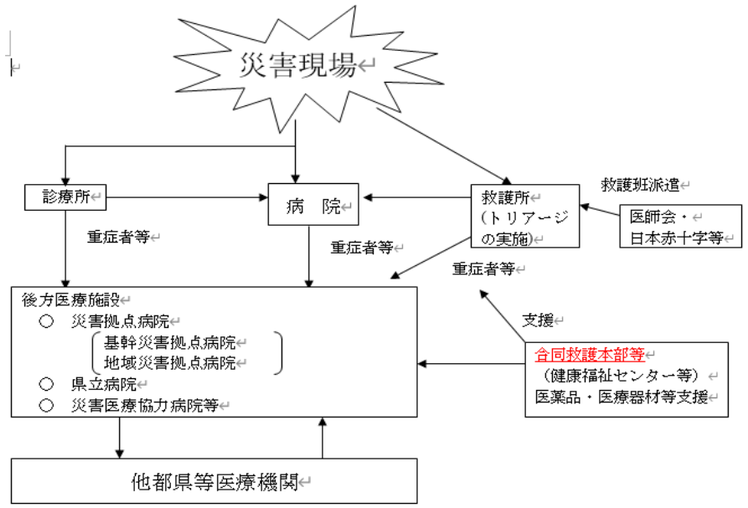
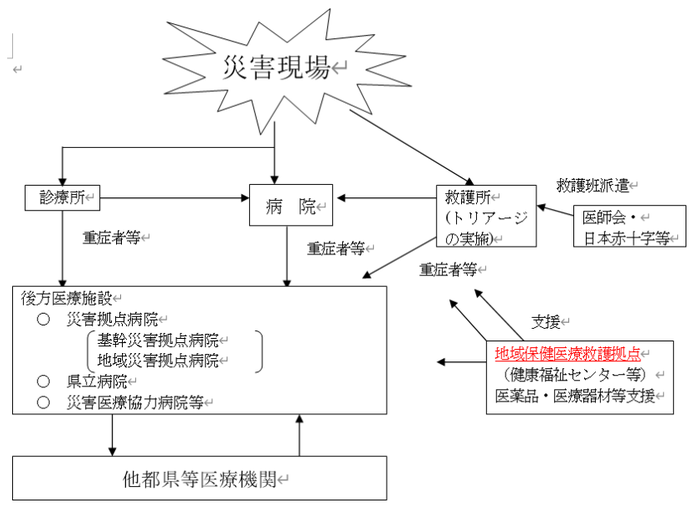
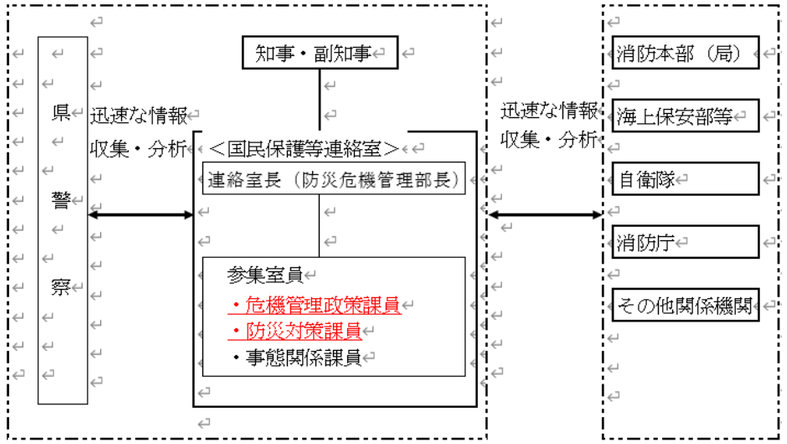
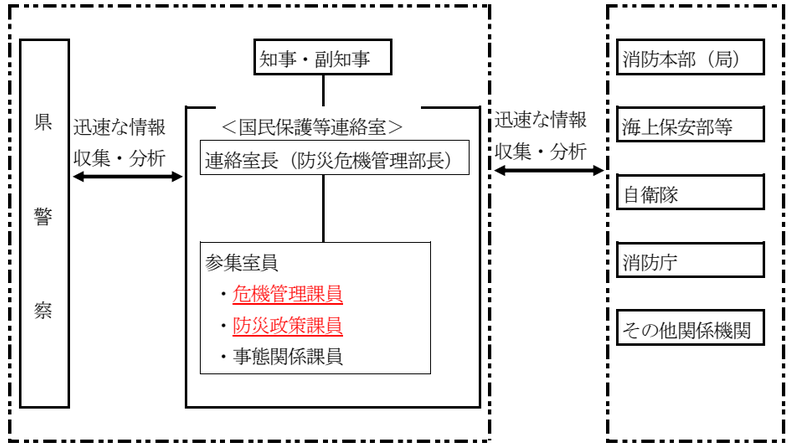
千葉県個人情報保護条例廃止に伴う修正</td></tr>
<tr><td>22</td><td>P40
第２編
第１章
第１
4(6)ア</td><td>ア　情報収集・連絡体制の整備</td><td>ア　情報収集・連絡体制の整備
（略）
なお、被災情報の収集・報告については、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意するものとする。
イ　被災情報収集のための準備
県は、市町村に対し、被災情報の報告を防災情報システム（システムを使用できない状況にあっては【様式　被災情報の報告様式】）により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知するものとする</td><td>ア　情報収集・連絡体制の整備
（略）
なお、被災情報の収集・報告については、個人情報保護法及び千葉県個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意するものとする。
イ　被災情報収集のための準備
県は、市町村に対し、被災情報の報告を【様式　被災情報の報告様式】により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、収集した被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知するものとする。</td><td>千葉県個人情報保護条例廃止に伴う修正

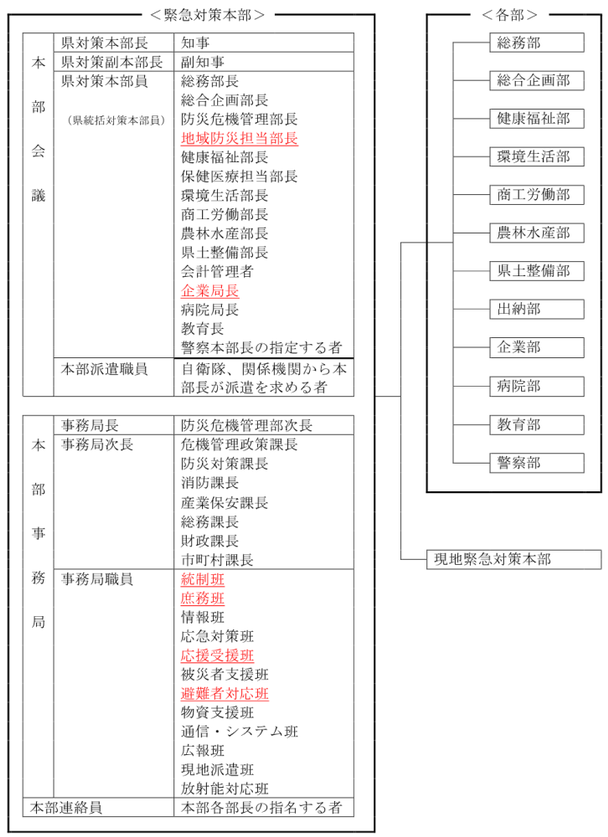
自然災害に準じて、被害報告を原則防災情報システムにより行うことを明記。</td></tr>
</table>

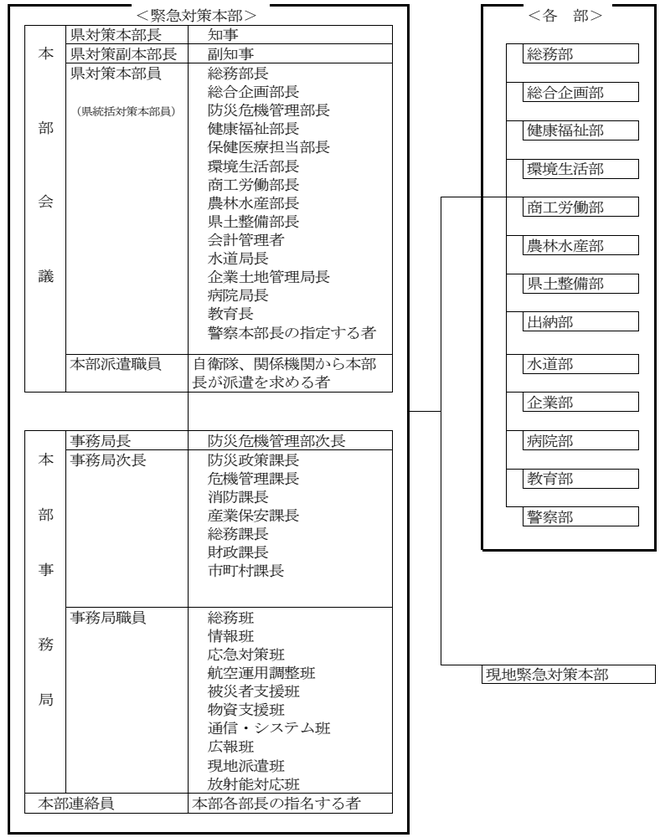
一連番号	該当ページ 該当箇所	項目名	新	旧	変更概要
23	P41 第２編 第１章 第１ 4(6)イ	イ 被災情報収集のための準備	【様式 被災情報の報告様式】 年 月 日に発生した○○○による被害（第 報） 令和 年 月 日 時 分 ○○県 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 令和 年 月 日 (2) 発生場所 ○○市△△町Ａ丁目Ｂ番Ｃ号（北緯 度、東経 度） 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要	【様式 被災情報の報告様式】 年 月 日に発生した○○○による被害（第 報） 平成 年 月 日 時 分 ○○県 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 平成 年 月 日 (2) 発生場所 ○○市△△町Ａ丁目Ｂ番Ｃ号（北緯 度、東経 度） 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要	文言修正
24	P43 第２編 第１章 第１ 5(2)ウ	ウ 訓練に当たっての留意事項	ウ 訓練に当たっての留意事項 (ア)～(カ) (略) (キ)県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めること。	ウ 訓練に当たっての留意事項 (ア)～(カ) (略) (新規)	国民の保護に関する基本指針の変更の反映
25	P44、P45 第２編 第１章 第２ 2(1)	(1)基礎的資料の準備	【県対策本部において集約すべき基礎的資料】(資料編参照) ○ 収容施設(避難所(長期避難住宅及び宿泊施設を含む。)及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト ○ 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト	【県対策本部において集約すべき基礎的資料】(資料編参照) ○ 収容施設(避難所(長期避難住宅を含む。)及び応急仮設住宅)として活用できる土地、建物等のリスト (新規)	国民の保護に関する基本指針の変更の反映
26	P46 第２編 第１章 第２ 4(3)	(3)緊急通行車両に係る確認手続	(3) 緊急通行車両に係る確認手続 県警察は、武力攻撃事態等において、千葉県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図るものとする。	(3) 緊急通行車両に係る確認手続 県警察は、武力攻撃事態等において、千葉県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図るものとする。	災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第180号)の施行に伴う変更
27	P47 第２編 第１章 第２ 5(1)	(1) 避難施設の指定の考え方	県は、避難施設の確保に係る基本的な方針、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所及び避難所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所及び避難所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	国民の保護に関する基本指針の変更の反映

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>該当ページ
該当箇所</th><th>項目名</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更概要</th></tr>
<tr><td>28</td><td>P49、50
第2編
第1章
第3
1</td><td>1　生活関連等施設の把握等</td><td>1　生活関連等施設の把握等
（略）
'(1)生活関連等施設の把握
（略）
【施設の種類及び所管省庁】
<table><tr><th>国民保護法施行令</th><th>各号</th><th>施　設　の　種　類</th><th>所管省庁名</th></tr><tr><td>第２７条</td><td>１号</td><td>発電所、変電所</td><td>経済産業省</td></tr><tr><td></td><td>２号</td><td>ガス工作物</td><td>経済産業省</td></tr><tr><td></td><td>３号</td><td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td><td>厚生労働省</td></tr><tr><td></td><td>４号</td><td>鉄道施設、軌道施設</td><td>国土交通省</td></tr><tr><td></td><td>５号</td><td>電気通信事業用交換設備</td><td>総務省</td></tr><tr><td></td><td>６号</td><td>放送用無線設備</td><td>総務省</td></tr><tr><td></td><td>７号</td><td>水域施設、係留施設</td><td>国土交通省</td></tr><tr><td></td><td>８号</td><td>滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設</td><td>国土交通省</td></tr><tr><td></td><td>９号</td><td>ダム</td><td>国土交通省</td></tr><tr><td></td><td>10号</td><td>第２８条に規定する危険物質等の取扱所</td><td>各省庁（主務大臣）</td></tr><tr><td>第２８条</td><td>１号</td><td>危険物</td><td>総務省消防庁</td></tr><tr><td></td><td>２号</td><td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td><td>厚生労働省</td></tr><tr><td></td><td>３号</td><td>火薬類</td><td>経済産業省</td></tr><tr><td></td><td>４号</td><td>高圧ガス</td><td>経済産業省</td></tr><tr><td></td><td>５号</td><td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td><td>原子力規制委員会</td></tr><tr><td></td><td>６号</td><td>核原料物質</td><td>原子力規制委員会</td></tr><tr><td></td><td>７号</td><td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td><td>原子力規制委員会</td></tr><tr><td></td><td>８号</td><td>毒薬及び劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）</td><td>厚生労働省、農林水産省</td></tr><tr><td></td><td>９号</td><td>電気工作物内の高圧ガス</td><td>経済産業省</td></tr><tr><td></td><td>10号</td><td>生物剤、毒素</td><td>各省庁（主務大臣）</td></tr><tr><td></td><td>11号</td><td>毒性物質</td><td>経済産業省</td></tr></table>
(2) 県警察及び海上保安部等に対する情報提供
知事は、県警察並びに海上保安部等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努めるものとする。</td><td>1　生活関連等施設の把握等
（略）
(1)生活関連等施設の把握
（略）
【施設の種類及び所管省庁】
<table><tr><th>国民保護法施行令</th><th>各号</th><th>施　設　の　種　類</th><th>所管省庁名</th></tr><tr><td>第２８条</td><td>１号</td><td>危険物</td><td>総務省消防庁</td></tr><tr><td></td><td>２号</td><td>毒劇物（毒物及び劇物取締法）</td><td>厚生労働省</td></tr><tr><td></td><td>３号</td><td>火薬類</td><td>経済産業省</td></tr><tr><td></td><td>４号</td><td>高圧ガス</td><td>経済産業省</td></tr><tr><td></td><td>５号</td><td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td><td>原子力規制委員会</td></tr><tr><td></td><td>６号</td><td>核原料物質</td><td>原子力規制委員会</td></tr><tr><td></td><td>７号</td><td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td><td>原子力規制委員会</td></tr><tr><td></td><td>８号</td><td>毒薬及び劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）</td><td>厚生労働省、農林水産省</td></tr><tr><td></td><td>９号</td><td>電気工作物内の高圧ガス</td><td>経済産業省</td></tr><tr><td></td><td>10号</td><td>生物剤、毒素</td><td>各省庁（主務大臣）</td></tr><tr><td></td><td>11号</td><td>毒性物質</td><td>経済産業省</td></tr></table>
(2) 県警察及び海上保安部長等に対する情報提供
知事は、県警察並びに海上保安部長等に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努めるものとする。</td><td>法第27条に規定される生活関連等施設を明記

文言修正</td></tr>
<tr><td>29</td><td>P50
第2編
第1章
第3
2(1)</td><td>(1)管理者に対する安全確保の留意点の通知</td><td>(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知
知事は、消防庁の通知を受け、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を生活関連等施設の管理者に対し通知する。
また、県警察、海上保安部等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備するものとする。</td><td>(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知
知事は、消防庁の通知を受け、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を生活関連等施設の管理者に対し通知する。
また、県警察、海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備するものとする。</td><td>文言修正</td></tr>
<tr><td>30</td><td>P53
第2編
第1章
第5
1</td><td>1　初期医療体制の整備</td><td>1　初期医療体制の整備
県は、市町村と連携のもと、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等と協議して、救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための計画を予め定めるものとする。この場合において、応急救護物資の供給など救護所を支援するため、健康福祉センター（保健所）等に設置される合同救護本部等を活用するものとする。
（略）</td><td>1　初期医療体制の整備
県は、市町村と連携のもと、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等と協議して、救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための計画を予め定めるものとする。この場合において、応急救護物資の供給など救護所を支援するため、健康福祉センター（保健所）等を利用した地域保健医療救護拠点を整備するものとする。
（略）</td><td>文言修正</td></tr>
</table>

一連番号	該当ページ 該当箇所	項目名	新	旧	変更概要
31	P54 第2編 第1章 第5 4	4　傷病者搬送体制の整備	【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】 	【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】 	文言修正
32	P57 第2編 第2章 第1 2	2　国民保護等連絡室の設置	(1)（略） 　なお、国民保護等連絡室は、国において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本県との関連度が低い場合も同様に設置する。 (2) 国民保護等連絡室は、県警察、消防本部（局）、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。	(1)（略） 　なお、国民保護等連絡室は、国において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本県との関連度が低い場合なども同様に設置する。 (2) 国民保護等連絡室は、県警察、消防本部（局）、海上保安部長等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。	文言修正
33	P58 第2編 第2章 第1	2　国民保護等連絡室の設置	【国民保護等連絡室の組織構成図】 	【国民保護等連絡室の組織構成図】 	組織改正の反映

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>該当ページ
該当箇所</th><th>項目名</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更概要</th></tr>
<tr>
<td>34</td>
<td>P60
第2編
第2章
第1
3</td>
<td>3　国民保護等緊急対策本部の設置</td>
<td>3　国民保護等緊急対策本部の設置
(1)（略）
【緊急対策本部の組織構成図】


</td>
<td>3　国民保護等緊急対策本部の設置
(1)（略）
【緊急対策本部の組織構成図】


</td>
<td>組織改正の反映

地域防災計画に合わせた体制変更</td>
</tr>
</table>

一連番号	該当ページ 該当箇所	項目名	新	旧	変更概要
35	P61～63 第2編 第2章 第1 3	3 国民保護等緊急対策本部の設置	【緊急対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】 統制班：1 緊急対策本部事務局の業務の総括に関すること （1）緊急対策本部事務局及び各部の進捗管理に関すること （2）総括予定表（日々・週次）の作成に関すること （3）事務局長指示の各班への伝達、完行状況の監督に関すること 2 緊急対策本部会議等に関すること （1）緊急対策本部会議運営に関わる連絡調整に関すること （2）緊急対策本部資料作成に関すること （3）緊急対策本部会議の記録に関すること （4）班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること 3 緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること 4 他の班に属しないこと 庶務班：1 事務局各班の業務の分担に関すること 2 文書の供覧、文書管理の指示に関すること 3 配備職員の参集状況の確認に関すること 4 配備職員及びその家族の安否に関すること 5 本部事務局職員の執務環境・健康管理等に関すること 6 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること 7 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること 8 特殊標章等に関すること 情報班：1 被害情報の収集に関すること （1）～（5） （略） （6）ヘリコプター映像、高所カメラ等による被害状況 2～8 （略） 9 防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新に関すること 10 本部長等の状況判断に係る情報の分析に関すること （1） （略） （2）入手した情報を評価（信頼性と緊急性）し、本部長等に報告するとともに各班に提供 （3） （略） 応急対策班：1 応急対策立案に関すること （1）緊急対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関すること （2）応急対策の総合調整に関すること （3）被災市町村の応急対策（避難指示等）の助言に関すること 2 部隊運用の調整に関すること （1）自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、災害医療本部の調整支援に関すること （2）自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること 3 航空運用調整に関すること （1）支援航空機の運航調整に関すること （2）ヘリコプター映像の要請に関すること 応援受援班：1 人的応援・受援（他部において調整するものを除く。）の総合調整に関すること 2 被災市町村からの応援要請の受付及び助言に関すること 3 被災市町村における支援ニーズの把握に関すること 4 国、全国知事会、関東地方知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること 5 人的応援・受援状況の取りまとめに関すること 被災者支援班：1～3 （略） 4 生活再建資金に関すること 5 義援金の募集、配分に関すること 6 ボランティアセンターの開設に関すること 避難者対応班：1 避難者（在宅避難者を含む）対応の総合調整に関すること 2 避難所の環境改善に係る市町村支援に関すること 3 広域避難者対策に関すること 物資支援班：1 （略） 2 物資調達・輸送調整等支援システムの運用に関すること 3～9 （略） 10 優先対象施設・車両に対する石油類燃料の確保に関すること 通信・システム班：1 防災行政無線の運用に関すること （1）（略） （2）現地派遣班、現地緊急対策本部の通信設備の準備 2 （略） 3 大型表示装置等の運用に関すること （1）～（4）（略） 4～6 （略） 広報班：（略） 現地派遣班：1～2 （略） 3 現地緊急対策本部の設置に関すること 4 被災市町村における支援ニーズの把握に関すること 本部連絡員：（略） 放射能対応班：（略）	【緊急対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】 総務班：1 現地緊急対策本部の要請及び設置に関すること 2 国民保護等緊急対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること 3 事務局各班の業務の分担に関すること 4 国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること 5 国民保護等緊急対策本部会議の運営に関すること 6 班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること 7 文書の供覧、文書管理の指示に関すること 8 国民保護等緊急対策本部の記録に関すること 9 配備職員の参集状況の確認に関すること 10 配備職員及びその家族の安否に関すること 11 本部事務局職員の執務環境・健康管理に関すること 12 本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること 13 自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること 14 特殊標章等に関すること 15 他の班に属しないこと 情報班：1 被害情報の収集に関すること （1）～（5） （略） 2 ヘリコプター映像、高所カメラ等による被害状況 3～9 （略） 10 防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新 11 本部長等の状況判断に係る情報の分析に関すること （1） （略） （2）入手した情報を評価（信憑性と緊急性）し、本部長等に報告するとともに各班に提供 （3） （略） 応急対策班：1 国民保護等緊急対策本部事務局及び各部の応急対策の進捗管理に関すること （1）応急対策予定表の作成 （2）国民保護等緊急対策本部各部が作成する応急対策予定表の調整 （3）応急対策の実施結果の確認 2 国民保護等緊急対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関すること 3 応急対策の総合調整に関すること 4 自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、医療救護班等の派遣要請及び運用調整に関すること 5 被災市町村の応急対策の助言に関すること 6 自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること 航空運用調整班：1 支援ヘリコプターの運航調整に関すること （新規）：（新規） 被災者支援班：1～3 （略） 4 広域避難者対策に関すること 5 生活再建資金に関すること 6 義援金の募集、配分に関すること 7 ボランティアセンターの開設に関すること 8 その他被災者支援に関すること 物資支援班：1 （略） 2～8 （略） 通信・システム班：1 防災行政無線の維持・管理に関すること （1）（略） （2）現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備 2 （略） 3 大型表示装置の運用・操作に関すること （1）～（4）（略） 4～6 （略） 広報班：（略） 現地派遣班：1～2 （略） 3 現地緊急対策本部の準備及び設置等に関すること 本部連絡員：（略） 放射能対応班：（略）	文言修正 地域防災計画に合わせた体制変更

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>該当ページ
該当箇所</th><th>項目名</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更概要</th></tr>
<tr><td>36</td><td>P64～65
第2編
第2章
第1
3</td><td>3　国民保護等緊急対策本部の設置</td><td>【緊急対策本部各部の主な業務】
<table><tr><th>部　名</th><th>主　な　業　務</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>総合企画部</td><td>（略）
・一般社団法人千葉県バス協会との連絡調整に関すること
（略）</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>（削除）
（削除）
（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>商工労働部</td><td>・一般社団法人千葉県トラック協会との連絡調整に関すること
（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>企業部</td><td>・県営水道施設、水道用水供給施設及び工業用水道施設に関すること
・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給の準備検討に関すること
・県営水道区域内の応急給水の総合調整に関すること
・土地造成・管理事業区域及び事業に関すること
・その他部内の業務に関すること</td></tr></table></td><td>【緊急対策本部各部の主な業務】
<table><tr><th>部　名</th><th>主　な　業　務</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>総合企画部</td><td>（略）
・社団法人千葉県バス協会との連絡調整に関すること
（略）</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>・救援物資の要請・受付に関すること
・義援品の受付・配分に関すること
（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>商工労働部</td><td>・社団法人千葉県トラック協会との連絡調整に関すること
（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>水道部</td><td>・県営水道施設に関すること
・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給の準備検討に関すること
・県営水道区域内の応急給水の総合調整に関すること
・その他部内の業務に関すること</td></tr><tr><td>企業部</td><td>・企業土地管理局事業区域及び事業に関すること
・その他部内の業務に関すること</td></tr></table></td><td>組織名称の変更

組織改正の反映

業務移管の反映</td></tr>
<tr><td>37</td><td>P66
第2編
第2章
第1
3</td><td>3　国民保護等緊急対策本部の設置</td><td>(5) 緊急対策本部は、県警察、消防本部（局）、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。</td><td>(5) 緊急対策本部は、県警察、消防本部（局）、海上保安部長等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。</td><td>文言修正</td></tr>
<tr><td>38</td><td>P68
第2編
第2章
第2
1(1)</td><td>(1)県対策本部を設置する場合の手順</td><td>(1)県対策本部を設置する場合の手順
ア （略）
イ　県対策本部員及び県対策本部職員の参集
県対策本部事務局（危機管理政策課）は、県対策本部員、本部連絡員及び本部事務局員に対し、職員参集システム及び各連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。
ウ　県対策本部の開設
県対策本部事務局（危機管理政策課）は、県庁中庁舎6階防災危機管理センターに県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始するものとする。なお、関係機関等が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平時から、通信手段等の状態を確認しておくこととする。
また、知事は、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡するものとする。
さらに、県対策本部事務局（危機管理政策課）は、直ちに、知事の指定した指定地方公共機関など関係機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知するものとする。</td><td>(1)県対策本部を設置する場合の手順
ア （略）
イ　県対策本部員及び県対策本部職員の参集
県対策本部事務局（危機管理課）は、県対策本部員、本部連絡員及び本部事務局員に対し、職員参集システム及び各連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。
ウ　県対策本部の開設
県対策本部事務局（危機管理課）は、県庁中庁舎6階防災危機管理センターに県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始するものとする。なお、関係機関等が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平時から、通信手段等の状態を確認しておくこととする。
また、知事は、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡するものとする。
さらに、県対策本部事務局（危機管理課）は、直ちに、知事の指定した指定地方公共機関など関係機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知するものとする。</td><td>組織改正の反映</td></tr>
<tr><td>39</td><td>P68、69
第2編
第2章
第2
1(1)オ</td><td>オ　代替施設における本部機能の確保</td><td>オ　代替施設における本部機能の確保
県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、以下のとおり県対策本部の代替施設を指定するものとする。

【代替施設の指定】
次に掲げる順位で、県対策本部の代替施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、知事の判断により変更することを妨げるものではない。

〔第１位〕印旛地域振興事務所
〔第２位〕東葛飾地域振興事務所
〔第３位〕長生地域振興事務所</td><td>オ　代替施設における本部機能の確保
県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、以下のとおり県対策本部の予備施設を指定するものとする。

【代替施設の指定】
次に掲げる順位で、県対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、知事の判断により変更することを妨げるものではない。

〔第１位〕印旛地域振興事務所
〔第２位〕君津地域振興事務所
〔第３位〕長生地域振興事務所
〔第４位〕香取地域振興事務所
〔第５位〕山武地域振興事務所
〔第６位〕安房地域振興事務所
〔第７位〕夷隅地域振興事務所
〔第８位〕海匝地域振興事務所
〔第９位〕東葛飾地域振興事務所
〔第10位〕葛南地域振興事務所
〔第11位〕東京事務所
〔第12位〕その他県有施設</td><td>文言修正

地域防災計画に合わせて代替施設指定の順位を変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>該当ページ
該当箇所</th><th>項目名</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更概要</th></tr>
<tr><td>40</td><td>P70
第2編
第2章
第2
1(3)</td><td>(3)県対策本部の組織及び機能</td><td>【県対策本部の組織構成図】
＜県国民保護対策本部＞
本部会議
県対策本部長：知事
県対策副本部長：副知事
県対策本部員（県統括対策本部員）：総務部長、総合企画部長、防災危機管理部長、地域防災担当部長、健康福祉部長、保健医療担当部長、環境生活部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、企業局長、病院局長、教育長、警察本部長の指定する者
本部派遣職員：自衛隊、関係機関から本部長が派遣を求める者
本部事務局
事務局長：防災危機管理部次長
事務局次長：危機管理政策課長、防災対策課長、消防課長、産業保安課長、総務課長、財政課長、市町村課長
事務局職員：統制班、庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、被災者支援班、避難者対応班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能対応班
本部連絡員：本部各部長の指名する者
＜各部＞
総務部／総合企画部／健康福祉部／環境生活部／商工労働部／農林水産部／県土整備部／出納部／企業部／病院部／教育部／警察部
県現地対策本部</td><td>【県対策本部の組織構成図】
＜県国民保護対策本部＞
本部会議
県対策本部長：知事
県対策副本部長：副知事
県対策本部員（県統括対策本部員）：総務部長、総合企画部長、防災危機管理部長、健康福祉部長、保健医療担当部長、環境生活部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、水道局長、企業土地管理局長、病院局長、教育長、警察本部長の指定する者
本部派遣職員：自衛隊、関係機関から本部長が派遣を求める者
本部事務局
事務局長：防災危機管理部次長
事務局次長：防災政策課長、危機管理課長、消防課長、産業保安課長、総務課長、財政課長、市町村課長
事務局職員：総務班、情報班、応急対策班、航空運用調整班、被災者支援班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能対応班
本部連絡員：本部各部長の指名する者
＜各部局庁＞
総務部／総合企画部／健康福祉部／環境生活部／商工労働部／農林水産部／県土整備部／出納部／水道部／企業部／病院部／教育部／警察部
現地対策本部</td><td>組織改正の反映

地域防災計画に合わせた体制変更</td></tr>
<tr><td>41</td><td>P71
第2編
第2章
第2
1(3)</td><td>(3)県対策本部の組織及び機能</td><td>【県対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】
統制班
1　県対策本部事務局の業務の総括に関すること
（1）県対策本部事務局及び各部の進捗管理に関すること
（2）総括予定表（日々・週次）の作成に関すること
（3）事務局長指示の各班への伝達、完行状況の監督に関すること
2　県対策本部会議等に関すること
（1）県対策本部会議運営に関わる連絡調整に関すること
（2）県対策本部資料作成に関すること
（3）県対策本部会議の記録に関すること
（4）班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること
3　県対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること
4　他の班に属しないこと
庶務班
1　事務局各班の業務の分担に関すること
2　文書の供覧、文書管理の指示に関すること
3　配備職員の参集状況の確認に関すること
4　配備職員及びその家族の安否に関すること
5　本部事務局職員の執務環境・健康管理等に関すること
6　本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること
7　自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること
8　特殊標章等に関すること</td><td>【県対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】
総務班
1　現地対策本部の要請及び設置に関すること
2　県国民保護対策本部事務局の組織、職員の配置及び勤務体制に関すること
3　事務局各班の業務の分担に関すること
4　国、全国知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること
5　県国民保護対策本部会議の運営に関すること
6　班長調整会議の実施等、事務局各班相互の連携に関すること
7　文書の供覧、文書管理の指示に関すること
8　県国民保護対策本部の記録に関すること
9　配備職員の参集状況の確認に関すること
10　配備職員及びその家族の安否に関すること
11　本部事務局職員の執務環境・健康管理に関すること
12　本部事務局職員の食糧、仮眠場所の確保に関すること
13　自衛隊等関係機関からの派遣職員に対する支援に関すること
14　特殊標章等に関すること
15　他の班に属しないこと</td><td>地域防災計画に合わせた体制変更</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>該当ページ
該当箇所</th><th>項目名</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更概要</th></tr>
<tr>
<td>42</td>
<td>P71～73
第2編
第2章
第2
1(3)</td>
<td>(3)県対策本部の組織及び機能</td>
<td>【県対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】
<table>
<tr><td>情報班</td><td>1　被害情報の収集に関すること
（1）～（5）　（略）
（6）ヘリコプター映像、高所カメラ等による被害状況
2～8　（略）
9　防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新に関すること
10　本部長等の状況判断に係る情報の分析に関すること
（1）　（略）
（2）入手した情報を評価（信頼性と緊急性）し、本部長等に報告するとともに各班に提供
（3）　（略）</td></tr>
<tr><td>応急対策班</td><td>1　応急対策立案に関すること
（1）県対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関すること
（2）応急対策の総合調整に関すること
（3）被災市町村の応急対策（避難指示等）の助言に関すること
2 部隊運用の調整に関すること
（1）自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、災害医療本部の調整支援に関すること
（2）自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること
3 航空運用調整に関すること
（1）支援航空機の運航調整に関すること
（2）ヘリコプター映像の要請に関すること</td></tr>
<tr><td>応援受援班</td><td>1　人的応援・受援（他部において調整するものを除く。）の総合調整に関すること
2　被災市町村からの応援要請の受付及び助言に関すること
3　被災市町村における支援ニーズの把握に関すること
4　国、全国知事会、関東地方知事会、九都県市等との連絡・調整に関すること
5　人的応援・受援状況の取りまとめに関すること</td></tr>
<tr><td>被災者支援班</td><td>1　（略）
2　救援の実施に関すること
3　（略）
4　生活再建資金に関すること
5　義援金の募集、配分に関すること
6　ボランティアセンターの開設に関すること</td></tr>
<tr><td>避難者対応班</td><td>1　避難者（在宅避難者を含む）対応の総合調整に関すること
2　避難所の環境改善に係る市町村支援に関すること
3　広域避難者対策に関すること</td></tr>
<tr><td>物資支援班</td><td>1　（略）
2　物資調達・輸送調整等支援システムの運用に関すること
3～9　（略）
10　優先対象施設・車両に対する石油類燃料の確保に関すること</td></tr>
<tr><td>通信・システム班</td><td>1　防災行政無線の運用に関すること
（1）（略）
（2）現地派遣班、県現地対策本部の通信設備の準備
2　（略）
3　大型表示装置等の運用に関すること
（1）～（4）（略）
4～6　（略）</td></tr>
<tr><td>広報班</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>現地派遣班</td><td>1～2　（略）
3　県現地対策本部の設置に関すること
4　被災市町村における支援ニーズの把握に関すること</td></tr>
<tr><td>本部連絡員</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>放射能対応班</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>【県対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】
<table>
<tr><td>情報班</td><td>1　被害情報の収集に関すること
（1）～（5）　（略）
2　ヘリコプター映像、高所カメラ等による被害状況
3～9　（略）
10　防災ポータルサイトへの情報の掲載及び更新
11　本部長等の状況判断に係る情報の分析に関すること
（1）　（略）
（2）入手した情報を評価（信憑性と緊急性）し、本部長等に報告するとともに各班に提供
（3）　（略）</td></tr>
<tr><td>応急対策班</td><td>1　県国民保護対策本部事務局及び各部の応急対策の進捗管理に関すること
（1）応急対策予定表の作成
（2）県国民保護対策本部各部が作成する応急対策予定表の調整
（3）応急対策の実施結果の確認
2　県国民保護対策本部が実施する応急対策の方針等の策定に関すること
3　応急対策の総合調整に関すること
4　自衛隊の派遣要請、緊急消防援助隊出動要請、広域消防応援指示、医療救護班等の派遣要請及び運用調整に関すること
5　被災市町村の応急対策の助言に関すること
6　自衛隊、警察、消防機関との運用調整、その他関係機関との連絡調整に関すること</td></tr>
<tr><td>航空運用調整班</td><td>1　支援ヘリコプターの運航調整に関すること</td></tr>
<tr><td>（新規）</td><td>（新規）</td></tr>
<tr><td>被災者支援班</td><td>1　（略）
2　救援における国民保護法の適用に関すること
3　（略）
4　広域避難者対策に関すること
5　生活再建資金に関すること
6　義援金の募集、配分に関すること
7　ボランティアセンターの開設に関すること
8 その他被災者支援に関すること</td></tr>
<tr><td>物資支援班</td><td>1　（略）

2～8　（略）</td></tr>
<tr><td>通信・システム班</td><td>1　防災行政無線の維持・管理に関すること
（1）（略）
（2）現地派遣班、現地応急対策本部の通信設備の準備
2　（略）
3　大型表示装置の運用・操作に関すること
（1）～（4）（略）
4～6　（略）</td></tr>
<tr><td>広報班</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>現地派遣班</td><td>1～2　（略）
3　現地緊急対策本部の準備及び設置等に関すること</td></tr>
<tr><td>本部連絡員</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>放射能対応班</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>地域防災計画に合わせた体制変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>該当ページ
該当箇所</th><th>項目名</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更概要</th></tr>
<tr><td>43</td><td>P74～75
第2編
第2章
第1
1(3)</td><td>(3)県対策本部の組織及び機能</td><td>【県対策本部各部の主な業務】
<table><tr><th>部　名</th><th>主　な　業　務</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>総合企画部</td><td>(略)
・一般社団法人千葉県バス協会との連絡調整に関すること
(略)</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>(削除)
(削除)
(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>商工労働部</td><td>・一般社団法人千葉県トラック協会との連絡調整に関すること
(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>企業部</td><td>・県営水道施設、水道用水供給施設及び工業用水道施設に関すること
・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること
・県営水道区域内の応急給水の総合調整に関すること
・土地造成・管理事業区域及び事業に関すること
・その他部内の業務に関すること</td></tr></table></td><td>【県対策本部各部の主な業務】
<table><tr><th>部　名</th><th>主　な　業　務</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>総合企画部</td><td>(略)
・社団法人千葉県バス協会との連絡調整に関すること
(略)</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>・救援物資の要請・受付に関すること
・義援品の受付・配分に関すること
(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>商工労働部</td><td>・社団法人千葉県トラック協会との連絡調整に関すること
(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>水道部</td><td>・県営水道施設に関すること
・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関すること
・県営水道区域内の応急給水の総合調整に関すること
・その他部内の業務に関すること</td></tr><tr><td>企業部</td><td>・企業土地管理局事業区域及び事業に関すること
・その他部内の業務に関すること</td></tr></table></td><td>組織名称の変更

組織改正の反映</td></tr>
<tr><td>44</td><td>P81
第2編
第2章
第3
6</td><td>6　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請</td><td>6　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
(1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長等又は特定指定公共機関(指定公共機関である行政執行法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行うものとする。(以下、略)</td><td>6　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
(1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長等又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行うものとする。(以下、略)</td><td>国民保護法の一部改正に伴う修正</td></tr>
<tr><td>45</td><td>P91
第2編
第2章
第4
2(2)イ(ア)g</td><td>g　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整</td><td>g　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
・　国の対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応(必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)</td><td>g　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
・　国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応(必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)</td><td>国民の保護に関する基本指針の変更の反映</td></tr>
<tr><td>46</td><td>P94
第2編
第1章
第4
2(2)コ</td><td>コ　動物の保護等に関する配慮</td><td>コ　動物の保護等に関する配慮
県は、国(環境省、農林水産省)が別途示す「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。
・　特定動物等(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)の逸走対策
(略)</td><td>コ　動物の保護等に関する配慮
県は、国(環境省、農林水産省)が別途示す「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。
・　危険動物等の逸走対策
(略)</td><td>動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴う修正</td></tr>
<tr><td>47</td><td>P100
第2編
第2章
第4
3</td><td>3　避難実施要領</td><td>(1) 避難実施要領の策定
市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のひな型(パターン)の中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。</td><td>(1) 避難実施要領の策定
市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のひな型の中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。</td><td>文言修正</td></tr>
</table>

一連番号	該当ページ 該当箇所	項目名	新	旧	変更概要
48	P101～103 第2編 第2章 第4 3	3　避難実施要領	【避難実施要領のイメージ】	【避難実施要領のイメージ】	様式修正

避難実施要領

A市長

域外避難

県からの「避難の指示」の内容					
①避難指示の発令日時：○月○日○時○分 ②指示の内容： ア．A市A１地区の住民は、B市B１地区を避難先として○日○時を目途に避難を開始すること。運送手段はバス及び鉄道、船舶によること。 イ．A市A２地区の住民は、B市B２地区を避難先として○日○時を目途に避難を開始すること。運送手段はバス及び鉄道によること。					
避難者数（単位：人）					
地区名		A１地区	A２地区		合計
避難者数（計）		200	300		500
うち避難行動要支援者数		50	120		170
うち外国人等の数		0	15		25
避難施設					
避難先地域		B市B１地区	B市B２地区		
避難施設名		B１高校体育館	B２中学校		
所在地		B１○丁目○－○	B２○丁目○－○		
収容可能人数（人）		300	500		
連絡先（電話等）		XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX		
連絡担当者		○○	○○		
その他留意事項等		A市A１地区の住民を受入	A市A２地区の住民を受入		
一時集合場所					
要避難地域		A１			
一時集合場所名		A１小学校	AA駅前広場	A港	
所在地		A１○丁目○－○	A１●丁目○－○	A１◎丁目○－○	
連絡先（電話等）		XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	
連絡担当者		○○	○○	○○	
その他留意事項等		A１○丁目の住民は徒歩により参集する。	A１●丁目の住民は徒歩により参集する。	A１◎丁目の住民は徒歩により参集する。	
要避難地域		A２			
一時集合場所名 所在地 連絡先（電話等） 連絡担当者		・・・・略・・・・			
避難手段					
輸送手段		鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（　　）			
輸送手段の詳細	種類	鉄道	大型バス	フェリー	
	数	○両編成×１	○台	○艘	
	輸送可能人数	○人	○人	○人	
	連絡先	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	XX-XXXX-XXXX	
輸送力配分の考え方		【鉄道】 ①対象者数：AA駅○名をB１駅まで１回で輸送 【大型バス】 ①対象者数：A１小学校○名をB１高校まで○台で輸送 【船舶】 ①対象者数：A港○人をB１港まで○○汽船○○号により輸送 ・・・・略・・・・			
その他輸送手段		その他	―		
避難経路					
避難に使用する経路		①A１○丁目の住民は各自徒歩によりA１小学校グラウンドに集合する。その後、バスにより国道○号線を利用してB１高校体育館に避難する。 ②A１●丁目の住民は国道○号線又はAA通りを使用しAA駅前広場に集合する。その後○○線B１駅行の電車で移動する。 ③A１◎丁目の住民は各自徒歩でA港に集合する。その後B港行のフェリー○○号に乗船する。 ・・・・略・・・・			
交通規制		・・・・略・・・・			
警備体制		・・・・略・・・・			
避難誘導方法					
避難（輸送）方法					
地区		A１地区			
一時集合場所への避難方法	実施単位	A１○丁目	A１●丁目	A１◎丁目	
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	
	集合場所	A１小学校グラウンド	AA駅	A港	
	集合時間	○時○分	○時○分	○時○分	
	その他	A市職員、消防職員、消防団員等により避難の呼びかけ及び誘導を行う。	A市職員、消防職員、消防団員等により避難の呼びかけ及び誘導を行う。	A市職員、消防職員、消防団員等により避難の呼びかけ及び誘導を行う。	
避難施設への避難方法	実施単位	A１○丁目	A１●丁目	A１◎丁目	
	輸送手段	バス	鉄道	船舶	
	避難経路	国道○号線	AA駅～B１駅	A港～B港	
	避難先	B１高校	B１高校	B１高校	
	避難開始時間	○時○分	○時○分	○時○分	
	その他		B１駅到着後はA市及びB市職員の誘導により、主に徒歩でB１高校へ移動する。	B港到着後はA市及びB市職員の誘導により、主に徒歩でB１高校へ移動する。	
避難行動要支援者等の避難方法		・・・・略・・・・			
職員の配置					
職員の配置方法					
配置場所		【住民への周知要員】A１地区、A２地区 【避難誘導要員】A１小学校、AA駅、A港、B１駅、B港			
人数		・・・・略・・・・			
残留者の確認方法					
確認者		A市職員、消防職員、消防団員、警察官			
時期		○時○分開始			
場所		A１地区、A２地区			
方法		広報車による巡回（時間的余裕がある場合は各世帯に声をかける）			
措置		残留者に対し避難するように求める			
終了予定日時		○時○分			
避難時の留意事項（主に住民）					
自宅から避難する場合の留意事項					
基本事項		①携行品は数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。			
		②服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。			
緊急時の連絡先					
A市対策本部		担　当：△山○男 ＴＥＬ：XX-XXXX-XXXX ＦＡＸ：XX-XXXX-XXXX			

※イメージはあくまで一例であり、消防庁が作成する手引きや事例集を参考に必要な情報を記載する。

避難実施要領（案）

千葉県A市長
○月○日○時現在

1　避難の経路、避難の手段その他避難の方法
A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。
(1) A市のA１地区の住民は、B市のB１地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。
【避難経路及び避難手段】
○　避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）
バスの場合：　A市A１地区の住民は、A市立A１小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。
集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B１高校体育館に避難する。
鉄道の場合：　A市A１地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。
集合後は、○日○時○分発B市B１駅行きの電車で避難する。B市B１駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B１高校体育館に避難する。
船舶の場合：　A市１地区の住民は、A市A港に、○日○時○分を目途に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発B市B１港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。
・・・・以下略・・・

(2) A市A２地区の住民は、B市B２地区にあるB市立B２中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。
・・・・以下略・・・

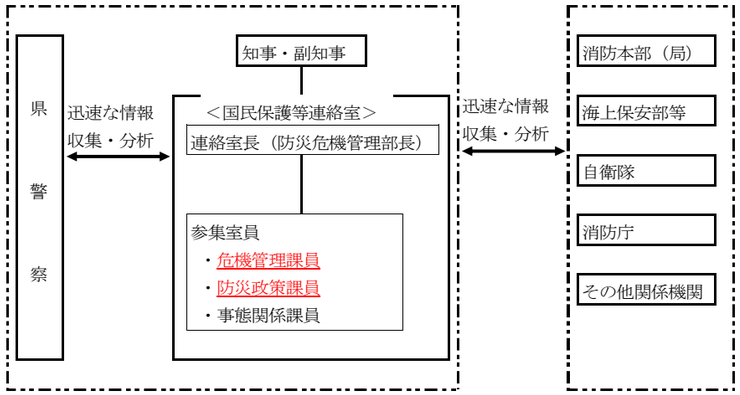
2　避難住民の誘導の実施方法
(1) 職員の役割分担
避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。
・　住民への周知要員
・　避難誘導要員
・　市対策本部要員
・　現地連絡要員
・　避難所運営要員
・　水、食料等支援要員　等
(2) 残留者の確認
市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）
(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導
誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難を行う。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

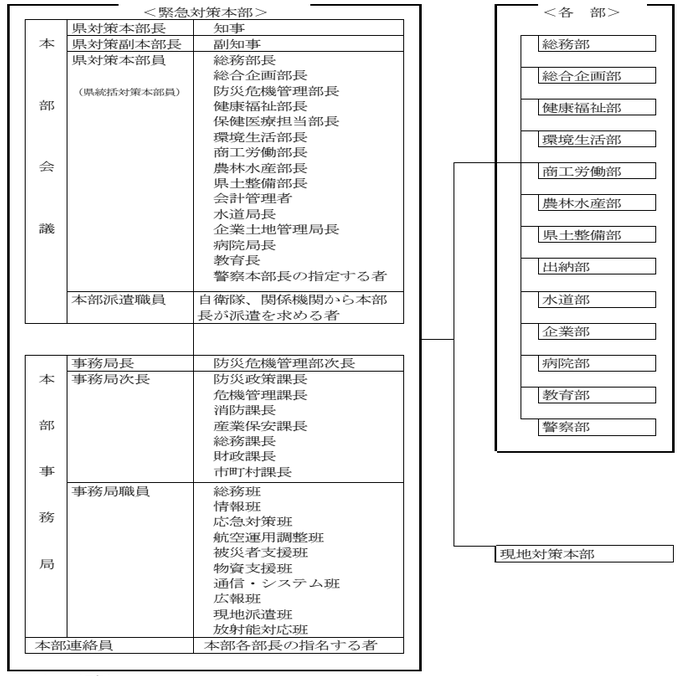
3　その他避難の実施に関し必要な事項
(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし，身軽に動けるようにする。
(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。
A市対策本部　担当　△山○男
ＴＥＬ　0×-52××-××51（内線　××××）
ＦＡＸ　0×-52××-××52
・・・・以下略・・・

一連番号	該当ページ 該当箇所	項目名	新	旧	変更概要
49	P104 第2編 第2章 第5 1(1)	(1)救援の実施	(1) 救援の実施 ア～カ （略） キ　福祉サービスの提供 ク～サ （略）	(1) 救援の実施 ア～カ （略） （新設） キ～コ （略）	国民の保護に関する基本指針の変更の反映
50	P105 第2編 第2章 第5 2	2 関係機関との連携	2 関係機関との連携 (1) ～(2) （略） (3)事業者との連携 県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。 (4)～(8) （略）	2 関係機関との連携 (1) ～(2) （略） （新設） (3)～(7) （略）	国民の保護に関する基本指針の変更の反映
51	P110 第2編 第2章 第5 3(3)ウ(ア)a(b)	(b) 救急救助活動の優先順位の基準	(b) 救急救助活動の優先順位の基準 （略） ・ 高齢者、乳幼児等の抵抗力が低い者を優先する	(b) 救急救助活動の優先順位の基準 （略） ・ 高齢者、乳幼児等の抵抗力が低い弱者を優先する	文言修正
52	P112～114 第2編 第2章 第5 3(3)	(3)救援の内容	(3)救援の内容 ア～エ （略） オ　死体の捜索、処理及び埋葬・火葬 (ア)関係機関との連携 県は、市町村、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索、処理、埋葬・火葬を適切に実施する。 なお、県警察並びに海上保安部等は、関係機関と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとされている。 (イ)～(エ) （略）	(3)救援の内容 ア～エ （略） オ　死体の捜索、処理及び埋葬・火葬 (ア)関係機関との連携 県は、市町村、県警察、海上保安部長等、自衛隊、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索、処理、埋葬・火葬を適切に実施する。 なお、県警察並びに海上保安部長等は、関係機関と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとされている。 (イ)～(エ) （略）	文言修正
			カ　他の通信設備の提供 県は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応、通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請を行うものとする。	カ　他の通信設備の提供 県は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応を行うものとする。	国民の保護に関する基本指針の変更の反映
			キ　福祉サービスの提供 県は、市町村の協力のもとで、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報把握、これらの者からの相談対応、これらの者に対する避難生活上の支援、福祉避難所の設置及び福祉サービスの提供に係る国等への支援要請を行うものとする。	（新規）	国民の保護に関する基本指針の変更の反映
			ク 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 県は、市町村の協力のもとで、武力攻撃災害により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、建設業関係団体との協議の上、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うとともに、住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合、国等への支援要請を行うものとする。	ク　学用品の給与 県は、市町村の協力のもとで、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を支給する。	国民の保護に関する基本指針の変更の反映
			ケ 学用品の給与 県は、市町村の協力のもとで、避難の指示に基づ避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を支給する。また、教科書等の給与に係る国等への支援要請を行う。 コ （略）	ク　学用品の給与 県は、市町村の協力のもとで、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を支給する。 ケ （略）	国民の保護に関する基本指針の変更の反映
53	P119 第2編 第2章 第6 5(1)	(1)市町村による安否情報の収集及び提供の基準	(1) 市町村による安否情報の収集 （略） また、市町村は、1(3)の留意点を踏まえあらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。	(1) 市町村による安否情報の収集 （略） また、市町村は、1(3)の留意点を踏まえあらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする	文言修正

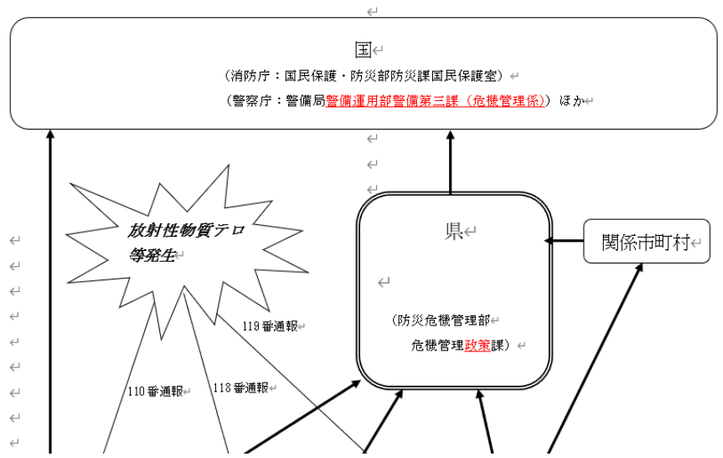
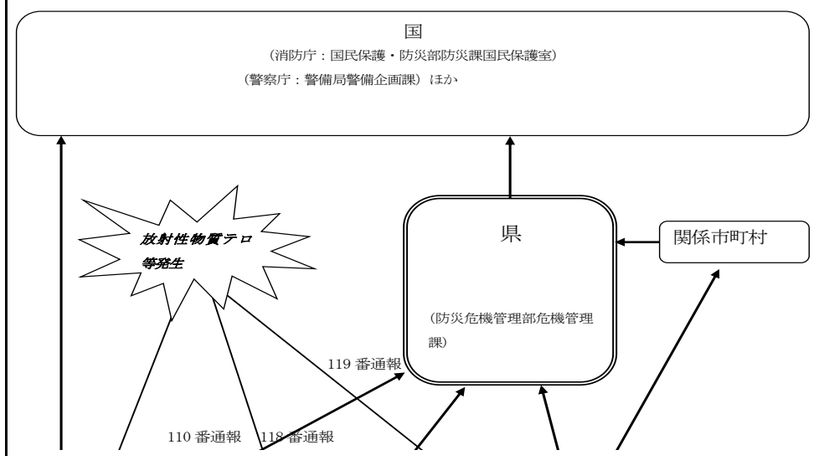
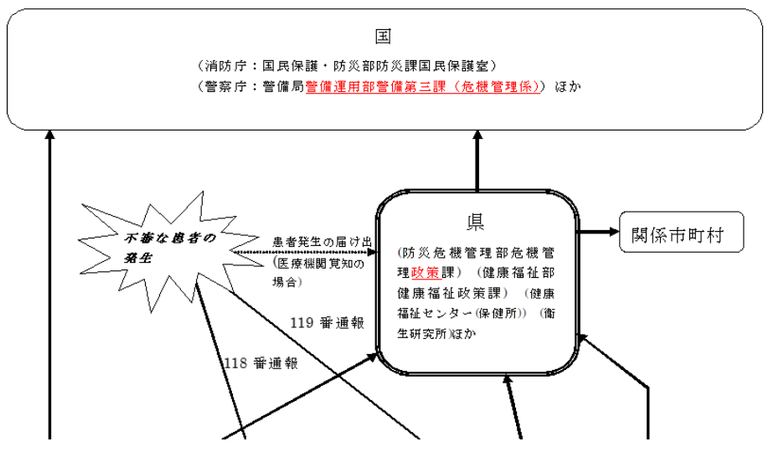
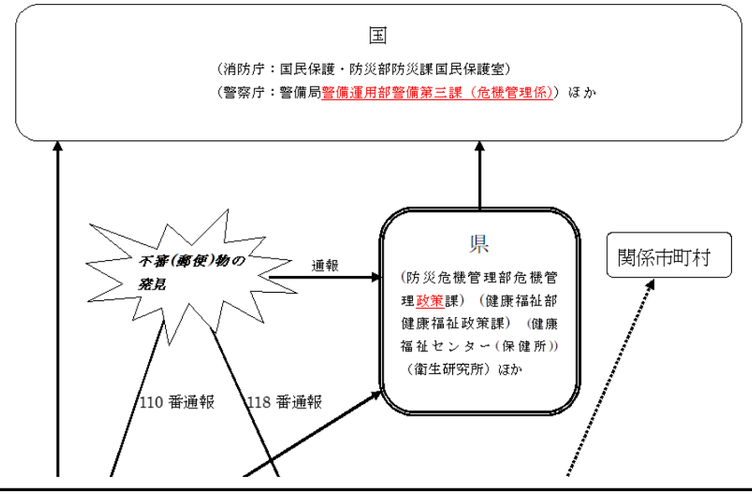
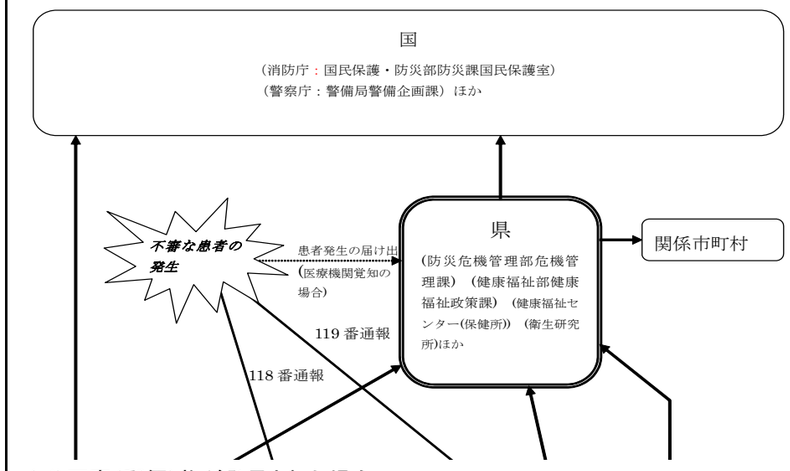
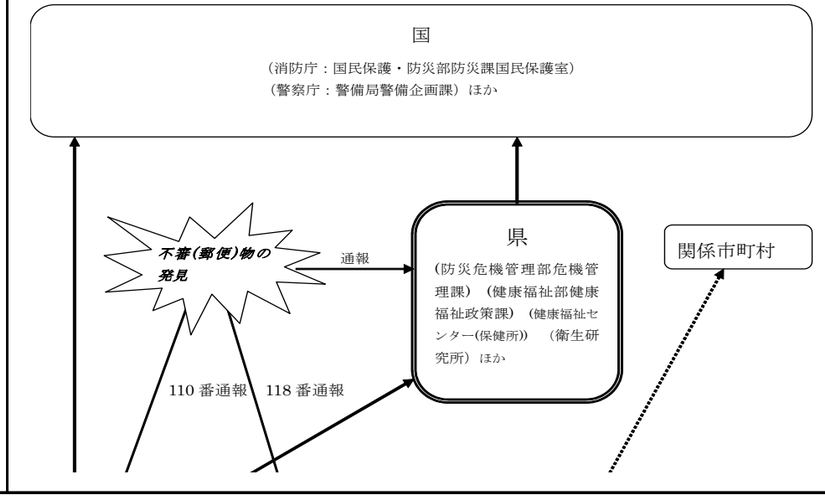
<table>
<tr><th>一連番号</th><th>該当ページ
該当箇所</th><th>項目名</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更概要</th></tr>
<tr><td>54</td><td>P122
第2編
第2章
第7
1(3)ア</td><td>ア　生活関連等施設の状況の把握</td><td>ア　生活関連等施設の状況の把握
（略）
知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有するものとする。
（略）</td><td>ア　生活関連等施設の状況の把握
（略）
知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部長等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有するものとする。
（略）</td><td>文言修正</td></tr>
<tr><td>55</td><td>P122～123
第2編
第2章
第7
1(3)エ</td><td>エ　立入制限区域の指定の要請</td><td>エ　立入制限区域の指定の要請
知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部等に対し、立入制限区域の指定を要請するものとする。
（略）
また、海上保安部等も県公安委員会と同様の措置をとることができることとされており、警察官又は海上保安官は、許可を得た以外の者に対し当該立入制限区域からの退去を命じることができることとされている。</td><td>エ　立入制限区域の指定の要請
知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請するものとする。
（略）
また、海上保安部長等も県公安委員会と同様の措置をとることができることとされており、警察官又は海上保安官は、許可を得た以外の者に対し当該立入制限区域からの退去を命じることができることとされている。</td><td>文言修正</td></tr>
<tr><td>56</td><td>P128
第2編
第2章
第7
2(5)</td><td>(5)知事及び県警察本部長の権限</td><td>(5) 知事及び県警察本部長の権限
知事又は県警察本部長は、法第108条の規定による汚染の拡大を防止するための措置を実施するに当たり、関係機関と調整しつつ、次ページの表に掲げる権限を行使するものとする。
（略）</td><td>(5) 知事及び県警察本部長の権限
知事又は県警察本部長は、法第108条の規定による汚染の拡大を防止するため、その措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次ページの表に掲げる権限を行使するものとする。
（略）</td><td>文言修正</td></tr>
<tr><td>57</td><td>P129
第2編
第2章
第7
2</td><td>(6)措置に必要な土地等への立入</td><td>(6) 措置に必要な土地等への立入
（略）
なお、当該職員を他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知しなければならない。（略）</td><td>(6) 措置に必要な土地等への立入
（略）
なお、当該職員が他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知しなければならない。（略）</td><td>文言修正</td></tr>
<tr><td>58</td><td>P134
第2編
第2章
第8
（1）</td><td>(1)被災情報の収集及び報告</td><td>(1)被災情報の収集及び報告
ア （略）
イ 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求めるものとする。なお、市町村から県への報告は原則として防災情報システムにより行うものとする。
ウ～エ （略）</td><td>(1)被災情報の収集及び報告
ア （略）
イ 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求めるものとする。

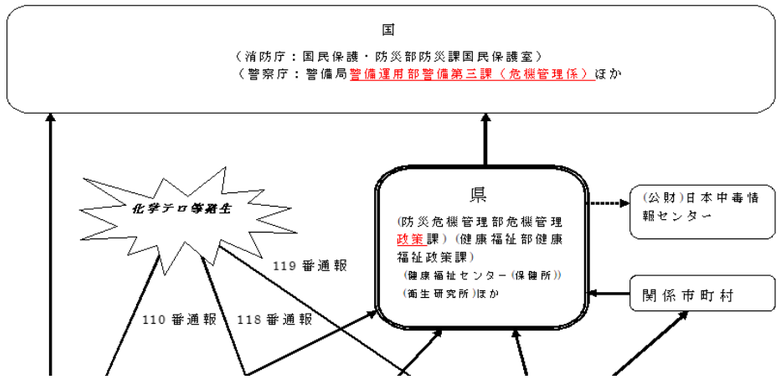
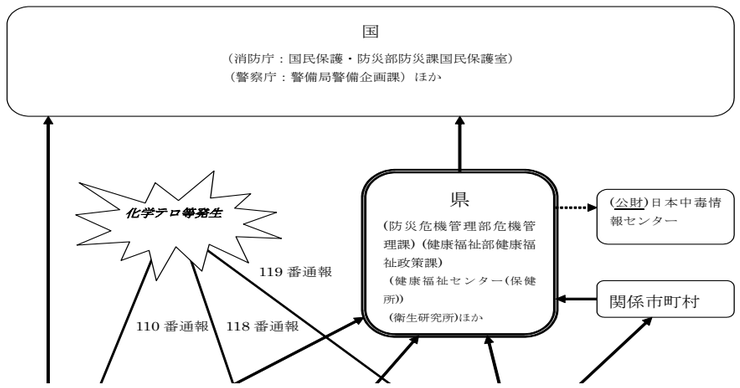
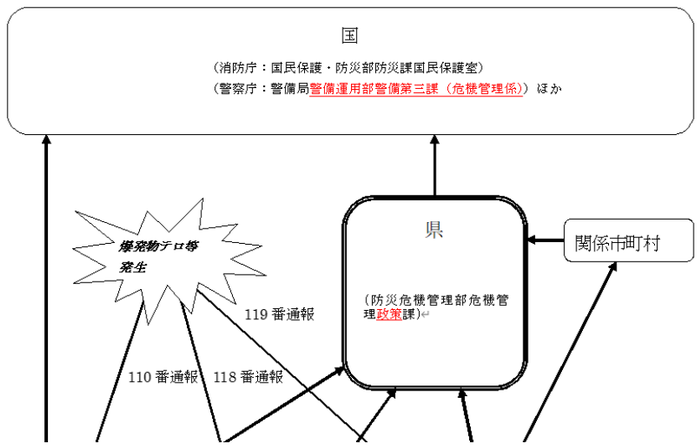
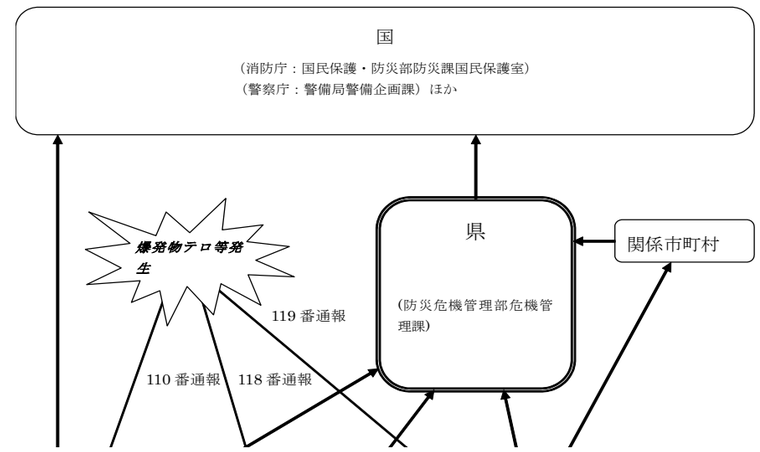
ウ～エ （略）</td><td>自然災害に準じて、被害報告を原則防災情報システムにより行うことを明記</td></tr>
<tr><td>59</td><td>P136
第2編
第2章
第9
2(1)</td><td>(1)廃棄物処理対策</td><td>(1) 廃棄物処理対策
県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</td><td>(1) 廃棄物処理対策
県は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</td><td>文言修正</td></tr>
<tr><td>60</td><td>P140
第2編
第2章
第10
2(2)</td><td>(2)税の減免等</td><td>(2) 税の減免等
県及び市町村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税又は市町村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税又は市町村税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。</td><td>(2) 税の減免等
県及び市町村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税または市町村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに県税又は市町村税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。</td><td>文言修正</td></tr>
<tr><td>61</td><td>P150
第3編
第1章
第2
2</td><td>2　攻撃手段による分類</td><td>2　攻撃手段による分類
(1)多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
<table><tr><th>事　態　例</th><th>被　害　の　概　要</th></tr><tr><td>＜放射性物質＞
〇ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
〇水源地に対する放射性物質の混入</td><td>（略）
・ダーティボムの爆発により、放射線被ばくや放射性物質による汚染が起きると、急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。
（略）</td></tr></table></td><td>2　攻撃手段による分類
(1)多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
<table><tr><th>事　態　例</th><th>被　害　の　概　要</th></tr><tr><td>＜放射性物質＞
〇ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
〇水源地に対する放射性物質の混入</td><td>（略）
・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。
（略）</td></tr></table></td><td>文言修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>該当ページ
該当箇所</th><th>項目名</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更概要</th></tr>
<tr><td>62</td><td>P154～155
第3編
第2章
第1
2</td><td>2　国民保護等連絡室の設置</td><td>2　国民保護等連絡室の設置
（1）（略）
（2）国民保護等連絡室は、県警察、消防本部（局）、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
（3）（略）
（4）国民保護等連絡室の組織構成図は、武力攻撃事態等の認定前の場合と同様とする。（P58参照）</td><td>2　国民保護等連絡室の設置
（1）（略）
（2）国民保護等連絡室は、県警察、消防本部（局）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
（3）（略）
【国民保護等連絡室の組織構成図】

</td><td>文言修正</td></tr>
<tr><td>63</td><td>P155
第3編
第2章
第1
3</td><td>3　国民保護等緊急対策本部の設置</td><td>3　国民保護等緊急対策本部の設置
（1）（略）
（2）緊急対策本部の組織及び事務局編成は、武力攻撃事態等の認定前の場合と同様とする。（P60～66参照）

(3)～(4)　（略）
(5) 緊急対策本部は、県警察、消防本部（局）、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
(6) ～(7)（略）</td><td>3　国民保護等緊急対策本部の設置
（1）（略）
（2）緊急対策本部の組織及び事務局編成は、武力攻撃事態等の認定前の場合と同様に以下のとおりとする。（詳細は、第2編第2章第1を参照。）
【緊急対策本部の組織構成図】


(3)～(4)　（略）
(5) 緊急対策本部は、県警察、消防本部（局）、海上保安部長等、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
(6) ～(7)（略）</td><td>文言修正</td></tr>
</table>

一連番号	該当ページ 該当箇所	項目名	新	旧	変更概要
64	P162 第3編 第2章 第3 2(1)ウ	ウ　放射性物質テロ等発生時の連絡系統図	ウ　放射性物質テロ等発生時の連絡系統図 	ウ　放射性物質テロ等発生時の連絡系統図 	組織改正の反映
65	P165～166 第3編 第2章 第3 2(2)ウ	ウ　生物テロ等発生時の連絡系統図	ウ　生物テロ等発生時の連絡系統図 （ア）不審な患者が発生した場合  （イ）不審（郵便）物が発見された場合 	ウ　生物テロ等発生時の連絡系統図 （ア）不審な患者が発生した場合  （イ）不審（郵便）物が発見された場合 	組織改正の反映

一連番号	該当ページ 該当箇所	項目名	新	旧	変更概要
66	P169 第3編 第2章 第3 2(3)ウ	ウ　化学テロ等発生時の連絡系統図	ウ　化学テロ等発生時の連絡系統図 	ウ　化学テロ等発生時の連絡系統図 	組織改正の反映
67	P172 第3編 第2章 第3 2(4)ウ	ウ　爆発物テロ等発生時の連絡系統図	ウ　爆発物テロ等発生時の連絡系統図 	ウ　爆発物テロ等発生時の連絡系統図 	組織改正の反映